

2013/平成25年

9月1日

萩

豪雨災害への支援

須佐グラウンドに集積
された災害廃棄物

編集・発行／萩市総務部広報課

〒758-8555 萩市大字江向510番地

TEL 0838-25-3178 FAX 0838-26-5458

ホームページ <http://www.city.hagi.lg.jp/>

災害救助法、被災者生活再建支援法による支援



【須佐唐津地区】土砂崩れにより家屋が倒壊、後に須佐大橋。被災から2週間目に道路が通行可能に。



【上小川地区】8月9日に古屋圭司防災担当大臣が、防災ヘリで入所者が搬送された阿北苑などを現地視察。



【須佐中津地区】空き家では被災当時のまま、流木などが残っている。



【上小川地区】後ろを流れる原中川の氾濫で地面が削られ、現在も傾いたままの田万川第2分団の消防器庫。

7月28日の豪雨災害では、萩市東部の須佐・田万川・むつみ地域に甚大な被害が発生しました。これを受けて、自然災害に対する次の法律が短期間のうちに適用・指定されました。

全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援します。

被災者に対する支援

【災害救助法】7月28日適用

災害に際して、生命や身体に危害が加わるおそれが生じている際に、同法による救助が行われます。

被災者には災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付などの救済制度が適用されます。

また、市が行った避難所の設置や食料・飲料水等の提供など災害対応に対して、国・県からの財政支援を受けることができます。

※災害援護資金貸付の手続方法は4ページに掲載。

【被災者生活再建支援法】8月5日決定、7月28日適用

自然災害により、居住する住宅が

被災自治体に対する支援

【激甚災害特別財政援助法】8月15日指定、20日施行

大規模な災害の復旧事業について、自治体の財政負担を軽減する制度等で、対象となる災害地域は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて指定されます。

激甚災害に指定されたことで、農地や水路、農業用施設、橋や道路、河川堤防などの公共土木施設などの災害復旧事業に対して国の補助率が大幅にかさ上げされます。

※被災者生活再建支援制度の手続方法は4ページに掲載。

問い合わせ

福祉政策課（25・3550）

7.28 豪雨災害

仮設住宅 40 戸が着工！

避難所の状況

須佐・田万川・むつみ地域、大井地区で、最大4521世帯、9834人に避難勧告を発令し、市内21カ所に避難所を設置しました。避難者は最大で、須佐地域で3カ所145人、田万川地域で8カ所238人、むつみ地域で9カ所110人、大井地区で1カ所7人の合計500人に達しました。

8月25日に避難勧告は全地域で解除されましたが、8月26日現在も、田万川コミュニティセンターに7世帯、13の方が仮住まいをされています。

家屋被害の状況

倒壊や浸水などによる家屋の被害は、全壊41棟、半壊66棟をはじめ、床上、床下浸水とも合わせて1100棟を超えました。田万川地域と須佐地域では、全体の3／4割の家庭が被害にあうなど、住民生活に大きな影響を及ぼしています。

また、空き家となっている家屋では災害当日のまま手つかずとなっているものもあり、復旧活動の課題となっています。

問い合わせ

防災安全課（25・3808）

仮設住宅の建設

原則、住家が全壊または流出するなどして自力で住宅を確保することが困難な方のために、災害救助法に基づいて、山口県が応急仮設住宅を40戸建設します。

▼建設場所・戸数

・須佐地区 旧奈古高校須佐分校敷地内、11戸

・江崎地区 田万川コミュニティセンター敷地内、17戸

・小川地区 下小川ふれあいセンター敷地内、12戸

▼住宅規模 1戸約20×40㎡、プレハブ造（1DK10戸、2DK17戸、3K13戸）

▼工期（予定） 8月24日～9月21日

▼入居可能期限 完成の日から2年（予定）

※家賃は不要で、電気・水道料金は自己負担となります。

ボランティアの支援

被災地の日も早い復旧・復興を目指して、7月30日に市と萩市社会福祉協議会、山口県社会福祉協議会で「萩市災害ボランティアセンター」を設置しました。

個人、職場や学校、企業など団体での参加など、全国から多くの皆さま

んにボランティアの応援をいただき、被災家屋の清掃や流入土砂の除去作業などの復旧活動が進められています。ボランティアセンターが把握している延べ6807人（8月25日現在）の他にも、多くの団体がボランティア活動に参加されました。

また、地元でも婦人会などによる被災者の方への炊き出しや、近所同士が一緒になってゴミの撤去作業を行うなど、一日も早い復興を願って作業に取り組まれています。

問い合わせ

福祉政策課（25・3550）

他市・団体からの応援

災害応急や復旧活動には、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TECT-FORCE）の派遣や、山口県、また県内外の自治体、関係団体からも職員応援があり、道路や河川などの設計の技術的援助や孤立地域へのヘリ支援、被災者への健康チェック、給水活動、滞留汚泥の搬送、災害ごみの収集、土砂出しや清掃など、さまざまな活動に、20団体、延べ1200人以上の支援をいただきました。

【他市・団体からの応援状況】

国土交通省、山口県、広島県、石川県輪島市、島根県浜田市・益田市、福岡市、北九州市、下関市、宇部市、

防府市、下松市、光市、長門市、美祢市、山陽小野田市、周南市、岩国市、柳井市、阿武町（8月20日現在）

義援金の報告

須佐・田万川・むつみの未曾有の豪雨災害により被災された方々を支援するため、「萩市集中豪雨災害救援義援金募集委員会」では、多くの団体の賛同を得て募金活動を展開しています。

ライフラインがほぼ回復し、猛暑の中ボランティアをはじめとする多くの方々の献身的な活動により復旧支援が進められています。被災地域では今なお多くの方が不安の中で生活を送っておられます。

この義援金は、被災された方々にお届けし、生活の再建を支援するものです。一日も早い復旧復興のため、市民の皆さんの温かいご支援を引き続きよろしく願っています。

■寄せられた義援金（8月23日現在）
1862万9454円

■義援金の使途 須佐・田万川・むつみ地域内の被災された方々に対して、義援金の配分委員会で決定した基準等（配分金額、時期、回数、配分方法など）に基づいて配分します。

問い合わせ

企画政策課（25・3102）

貸付・支援制度、 応急対策などのお知らせ

災害援護資金の貸付

なります（診断書の提出が必要）。

災害救助法の適用により、災害で住居、家財に損害を受けた場合、生活の再建に必要な資金の貸付を行います。

10月27日までの申請期限となつていきますので、早めの手続きをお願いします。

貸付対象世帯
萩市に居住の世帯で、災害により

①住宅が全壊した世帯（借家除く）
②住宅が半壊した世帯（借家除く）
③家財の損害（家財の価格の3分の1以上の被害）がある世帯

※ただし所得制限があります。

貸付限度額
・全壊 250万円
・半壊 170万円
・家財の3分の1以上が損害 150万円

※世帯主が負傷し、1カ月以上の療養が必要な場合は、限度額が異なります。

貸付条件 連帯保証人が必要

利率 無利子

償還期間の目安 10年（据置期間3年）

償還方法 半年払、年払（繰上償還も可能）

提出書類等

・災害援護資金借入申込書（保証人の印鑑が必要）
・同意書
・印鑑

・被災証明書
・家財に係る保険金等を受け取れた方は、損害保険会社の保険金振込通知書等

※貸付決定後、借用書、借受人および保証人の印鑑登録証明書、振込依頼書の提出が必要。

申請期限 平成25年10月27日

申し込み・問い合わせ
福祉政策課（25・3550）、各総合事務所市民窓口部門、各支所

限度額 52万円

※ただし所得制限があります。

申し込み・問い合わせ
福祉政策課（25・3550）、各総合事務所市民窓口部門、各支所

住家の応急修理

災害救助法の適用により、災害で住家が半壊し、自らの資金等では応急修理をすることができない方に対して、市が業者に依頼して必要最低限の修理を行います。

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法の適用により、住宅被害に対して支援金を支給します。

基礎支援金は来年8月27日までの申請期限となっています。

支給対象者
萩市に居住の世帯で、災害により

①住宅が全壊した世帯
②住宅が大規模半壊した世帯
③住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※借家でも可。

提出書類等
・被災者生活再建支援金支給申請書
・印鑑
・被災証明書
・住民票（世帯全員が記載されているもの）
・預金通帳の写し
※解体の場合は、滅失登記簿謄本等が必要。事前に相談のこと。

※加算支援金の請求については、住宅の購入等を確認できる契約書等の写しが必要です。

申請期限
基礎支援金 平成26年8月27日
加算支援金 平成28年8月27日

申し込み・問い合わせ
福祉政策課（25・3550）、各総合事務所市民窓口部門、各支所

基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

被害程度 全壊、解体 大規模半壊

複数世帯 100万円 50万円

単身世帯 75万円 37万5000円

加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅除く）
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37万5000円

※複数世帯とは、世帯内に複数人数いる家庭をいいます。



被災された皆さまへ

※萩市役所の市外局番 (0838)

勤労者のための貸付制度

萩市中小企業勤労者 小口資金

市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務している中小企業勤労者の方は資金の貸付を受けることができます。保証人は不要です(勤続1年未満の方は連帯保証人1人必要)。

災害資金については、平成26年3月31日までの借入受付分につき利率を通常の1.8%から1.0%に引き下げます(り災証明書が必要)。
※事業主と同一生計の勤労者で、当該事業主の経営する企業に勤務する方は対象となりません。

資金名	貸付限度額	貸付期間 ()うち据置
災害資金	100万円	10年(1年)
大学教育資金	300万円	10年(在学中4年)
育児・介護 休業資金	100万円 (一定の場合 150万円)	10年(休業中1年)
冠婚葬祭・ 療養資金	100万円	10年
生活向上 資金	100万円	10年

■利率 年1.8%(災害資金は1.0%)
■保証料 保証機関の定める保証

料が別途必要

■申し込み 中国労働金庫萩支店
(22・1225)

萩市離職者緊急対策資金

離職を余儀なくされた勤労者で、離職時の事業所に1年以上勤務していた方が利用できます。
※借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている方が対象です。

資金名	貸付 限度額	貸付期間 ()うち据置
災害資金	100万円	10年(1年)
大学教育 資金	150万円	10年(在学中4年)
住宅資金 償還金	70万円	6年(別に1年)
冠婚葬祭・ 療養資金	100万円	10年(1年)
一般生活 資金	100万円	10年(1年)

■利率 年1.0%
■保証人 連帯保証人1人必要
■保証料 保証機関の定める保証料が別途必要
■申し込み 中国労働金庫萩支店
(22・1225)

■問い合わせ
商工課 (25・3583)

中小企業の方への融資制度

●萩市長期経営安定資金

■対象 諸経費支払、設備投資等、事業経営に必要な運転・設備資金
■限度額 1000万円
■貸付期間 運転5年、設備7年(うち据置1年) 以内

■利率 年2.1%
※保証料は萩市が全額補助。
■取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫
■問い合わせ
商工課 (25・3108)

住宅への流入土砂・小河川の堆積土砂の撤去等の応急対策

●住宅への流入土砂の撤去

河川(2級河川、萩市が管理する河川)および小河川(農業用の用排水路を除く)から住宅へ流入した土砂の撤去に要する費用を補助します。

①工事請負業者等に依頼する場合
②地元自治会または各種法人組織等が共同(2人以上)で作業を行う場合(機械をリースして行う場合も含む)

②地元自治会または各種法人組織等が共同(2人以上)で作業を行う場合(機械をリースして行う場合も含む)
▽対象経費 請求金額(②は機械リース料、運搬費を含む)
▽補助額 請求金額の全額(上限20万円)

必要書類
▽申請 請求書、位置図等
▽補助金請求 領収書、施工前後の写真、図面等

▽対象経費 請求金額(②は機械リース料、運搬費を含む)
▽補助額 (請求金額15万円)×2分の1(上限20万円)

※早急に実施する必要があるため、補助金申請・請求は後日、受け付けますが、該当箇所の施工前後の写真が必要です。

●小河川の堆積土砂の撤去

●被災した小河川の復旧

①工事請負業者等に依頼する場合

■問い合わせ
土木課 (25・3832)

道路・河川関係

質問	回答	担当課
道路の路肩が崩れました。復旧はいつになりますか。	道路、河川の災害復旧は、被災箇所が多く復旧に必要な費用も莫大になることが予想されます。萩市の管理する道路、河川は被害状況の確認を終え、国の補助などの手続きを進めており、今後順次復旧工事を実施します。国や県の管理する道路、河川についても早期復旧に向けて要望、調整を行っています。	土木課 (25・3544)
護岸が崩壊していて不安です。復旧はいつになりますか。	今回の災害は、局地激甚災害に指定されており、今後3年を目途に完了を予定しています。	
河川の氾濫により住宅に流入した土砂の取り除きの補助はありますか。また、小河川の復旧などに対する経費の補助はありますか。	河川からの住宅への土砂流入の助成は次のとおりです。 (事業費－5万円)×1/2【上限20万円】 また、小河川の堆積土砂の撤去や復旧経費については、20万円を上限とした助成があります。 ※地元自治会や各種法人に依頼する方法もありますので、詳しくは土木課へお問い合わせください。	

生活資金関係

質問	回答	担当課
建物や家財の被害がありましたが、生活資金がありません。何か助成制度はありますか。	被災者生活再建支援制度による支援金の給付と、災害援護資金の貸付制度があります。給付額や貸付限度額は、被災状況により異なります。	福祉政策課 (25・3550)
被災者生活再建支援金は、いつ頃、どの程度もらえるのですか。手続きはどのようにすれば良いですか。	支援金は、「基礎支援金」として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給されます。これに加え、住宅を建設・購入・賃貸する場合は「加算支援金」があります。 ※単身世帯と複数人の世帯では金額が異なります。 申請は、福祉政策課または田万川・須佐・むつみ総合事務所および各支所で申請でき、申請から約2カ月程度で支給されます。	
被災者生活再建支援制度などの生活支援は、借家も対象になりますか。	被災者生活再建支援制度は借家の方も対象となります。災害援護資金貸付は、家財の損害（家財の価格の3分の1以上の被害）がある世帯のみ対象となります。	

その他

質問	回答	担当課
住宅が被災し住むところに困っています。仮設住宅、市営住宅への入居は可能ですか。	総合事務所を窓口として、入居希望の聞き取り調査のうえ調整しています。 仮設住宅については、9月下旬からの入居見込みで、居住できる期間は最大で2年間になります。	建築課 (25・2314)
店舗や事務所が被災しました。何か助成制度はありますか。	萩市や山口県、市内各金融機関等が事業再建のための融資制度を設けています。詳しくは、各機関にお問い合わせください。今後、融資以外の支援制度情報があれば随時お知らせします。	商工課 (25・3108)
自家用車が水没して使えなくなりました。何か支援はありますか。	車両保険などが考えられます。ご加入の保険会社に契約内容や手続きの確認をお願いします。 なお、被災した日から3カ月以内に、被災した自動車を処分し、代替自動車を取得された場合、自動車取得税の減免制度があります。普通自動車は、被災して使用できなくなった場合、自動車税の一部が還付される場合があります。また、被災した日から3カ月以内に、5万円以上の修理をされた場合、自動車税が減免されます。 ■問い合わせ：自動車取得税・自動車税・萩県税事務所(25・3111)	税務課 (25・3479)
家屋の清掃等で水道を大量に使ったが、減免制度はありますか。	被災された方の上下水道料金は、被災状況により、減免措置します。個人からの申請は必要ありません。 詳しくは水道業務課までお問い合わせください。	水道業務課 (25・2398)
合併浄化槽に土砂が入って使えなくなりました。何か助成制度はありますか。	浄化槽へ流入した土砂については、し尿の汲み取りと同様に減免になりますので、保守点検業者へご相談ください。 浄化槽本体およびブローア等の修繕は自己負担となります。ただし、浄化槽本体が破損し、修理不能となった場合は、通常の浄化槽設置の補助制度で新設することができます。	下水道建設課 (25・4651)
子どもの学用品が流されました。何か助成制度はありますか。	就学上支障のある児童生徒がおられるご家庭に対しては、学用品を給与します。	学校教育課 (25・3564)
社会福祉施設に家族を入所させていましたが、今後、どのようなになるのですか。	今回の災害で入所者が一時的に他の施設に避難しサービスの提供を受けている施設は、特別養護老人ホームの阿北苑と障がい者福祉施設のEGFですが、両施設とも早期にサービス提供が再開されるよう施設の復旧を進めています。 詳細は、各施設へお問い合わせください。	高齢・障がい支援課 (25・3137)
ボランティアはいつまで手伝ってもらえるのですか。 ボランティアにお願いできる範囲はどこまでですか。	萩市社会福祉協議会は、萩市災害ボランティアセンターを閉所した後も、相談に応じます。 家屋およびその周辺（畑、田を除く）です。	福祉政策課 (25・3550)

被災者総合相談窓口

Q&A

■田万川総合事務所 08387・2・0300 ■須佐総合事務所 08387・6・2211 ※萩市役所の市外局番(0838)

防災証明関係

質問	回答	担当課
り災証明はどこで申請できますか。	市役所防災安全課または田万川・須佐・むつみ総合事務所、各支所で申請できます。	防災安全課 (25・3681)
全壊、大規模半壊、半壊の基準は何ですか。	国の定めた指針に基づき調査を行ったうえ判定しています。判定基準は、外観によるものと、浸水深によるものがあります。	
被災状況判定の疑義はどこに問い合わせれば良いですか。	市役所防災安全課または田万川・須佐・むつみ総合事務所地域振興部門へお問い合わせください。	

農林水産関係

水産関係	質問	回答	担当課
	河川の氾濫による農地、水路への土砂の流入や、裏山・法面の崩壊などによる住宅、農地、水路などに流入した土砂の取り除きの補助はありますか。 ※河川の氾濫により住宅に流入した土砂の取り除きの補助は、河川関係に助成事業があります。	市が緊急対策事業を創設しています。 ①リース業者や建設業者から重機等を借り上げて行う場合 ・対象：機械等借上げ代の実額(燃料費、人件費を除く) ・補助金：請求額の全額(20万円限度) ②個人・法人(業者以外)から重機等を借り上げて行う場合 ・対象：①と同じ ・補助金：日額1万円(定額、5日間を限度) ※住宅裏の崩土取り除きは20日を限度 ※当事者同士と第3者の協定書が必要です。 ・補助金請求時に添付 ・住宅裏は申請時にリース証明書	農政課 (25・4192)
崩土取り除き対策補助制度について			
いつまで申請が可能ですか。	現在申請を受け付けています。 申請期限は12月末までの予定です。		
どこの業者に頼めば良いですか。	業者の指定は特にありません。		
申請に必要なものは何ですか。	現場写真(除去前と除去後)、請求書 ※業者以外の重機を借り上げた場合は、当事者同士と第3者の協定書が必要です。		
崩土を取り除いた後に申請が可能ですか。	申請書類が揃えば可能です。		
裏山が崩れて(崩れそうで)危険ですが、市で復旧してもらえますか。	採択要件(事業費45万円以上、受益者2戸以上など)に合致すれば市での復旧工事が可能ですが、受益者負担金(事業費の1/5～1/3)と山の所有者の承諾が必要です。	林政課 (25・4194)	
農地に亀裂が入って、次に大雨が降ると崩壊しそうで不安です。 どうにかありませんか。	災害の未然防止は、所有者での対応となります。		
市で行う災害復旧の対象の範囲はどの程度ですか。	農地・農業用施設(農道、水路、ため池等)等 ・施設災害の場合は、受益戸数2戸以上 ・国の補助対象となる災害復旧事業費は、40万円以上 ・13万円未満の災害は自力での復旧をお願いします ※13万円以上、40万円未満の災害は取り扱いを検討中です。		
災害復旧の受益者負担はどの程度になりますか。また、小作人と地主のどちらの負担となりますか。	国庫補助の場合 ・農地災害は国の補助残の1/2以内(目安として事業費の5%以内と想定) ・受益者負担は小作人と地主で協議してください。 ・農業用施設災害は受益者負担はありません。	農政課 (25・4192)	
水稲共済の対象は何ですか。どのように手続きをすれば良いですか。	土砂流入や冠水等による減収や水利不能による枯死、収穫不可能な水田などを対象に補償が受けられます。 刈取りや復旧前に農業共済組合に被害申告をしてください。 ■問い合わせ：中部農業共済組合阿武萩支所(25・1550)		
農機具が水に浸かって使えなくなりました。何か助成制度はありますか。	J Aの緊急対策資金や制度資金(近代化資金、スーパーL資金等)の活用ができます。 なお、使用不能になった所有機械の再導入、農機具倉庫の再建、パイプハウス等の施設の再建・修繕の被災者向け補助事業を検討しています。		